

鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員 (衛生環境研究所調査研究外部評価委員) を募集します！

鳥取県衛生環境研究所で行う調査研究課題について、外部の有識者等による評価を実施し、客観的及び多角的視点から調査研究課題の選定、計画及び成果の評価を行うために、「鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会（鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会）」を設置しています。

このたび、当委員会の委員を募集します。

■募集人数 1名

■応募資格

次のアからカまでの要件を全て満たす方

ア 県内の衛生・環境分野への知識又は関心があり、鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究課題の評価に参加する意欲があること

イ 県内在住の満18歳以上（任命時）の方であること

ウ 任命時に県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のないこと。

エ 年1回程度、主に湯梨浜町内で平日昼間に開催される会議に出席できること（9月頃開催予定）

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員又は県職員でないこと。

■応募方法

応募用紙（裏面）に、必要事項を記載し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により応募してください。

※様式は鳥取県衛生環境研究所のホームページからもダウンロードできます。

■応募期間

令和8年4月17日（金）～4月30日（木）＜必着＞

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

■選考方法

ア 応募書類による書類選考により決定します（別途、面接選考を実施する場合があります）

イ 委員候補者の決定後、速やかに応募者全員に結果を通知します

■委員会の概要

(1) 主な役割 鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究課題の評価

(2) 委員構成 委員8人以内

(3) 開催回数 年1回程度（9月頃開催予定）

(4) 任期 令和8年9月12日から令和11年9月11日まで（3年間）

(5) その他 県の規定により報酬（令和8年度は9,900円）と交通費を支給します

【提出・問合せ先】

〒682-0704 東伯郡湯梨浜町南谷526-1

鳥取県生活環境部衛生環境研究所 環境室

電話：0858-35-5417 ファクシミリ：0858-35-5413

メール：eiseikenkyu@pref.tottori.lg.jp



「鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会(鳥取県衛生環境研究所
調査研究外部評価委員会)」公募委員の応募用紙

令和 年 月 日

(ふりがな) 氏名		性別	
住所	(〒 -)		
生年月日	年 月 日(歳)		
電話番号	自 宅		
	携 帯		
職業又は勤務先等 (任意)			
応募資格の確認 (該当する項目にチェックをいれてください。全てを満たす方に応募資格があります。)	<input type="checkbox"/> 県内の衛生・環境分野への知識又は関心があり、鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究課題の評価に参加する意欲があること。 <input type="checkbox"/> 県内在住の満18歳以上(任命時)である <input type="checkbox"/> 任命時に県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定もない <input type="checkbox"/> 年1回程度、主に湯梨浜町内で平日昼間に開催される会議に出席できる <input type="checkbox"/> 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない <input type="checkbox"/> 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員又は県職員でない		
応募の動機 (県内の衛生・環境分野に関する思いや考え方のほか、応募理由について400字程度で記載してください。)			
参考となる活動実績 (該当がある場合、記載してください。)			

※応募に際して提出された書類は、委員選考のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。
 ※応募用紙に必要事項を記載し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。提出・問合せ先は応募用紙(表面)に記載しています。
 ※応募書類は返却しません。